

【令和3年第4回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和3年12月15日 文教委員長 矢沢 孝雄

○「議案第161号 川崎市犯罪被害者等支援条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等への支援の内容等について

事件発生直後は危機管理室が中心となり各局が行った支援について集約を行いつつ、健康福祉局及びこども未来局が県と連携し、児童生徒、保護者、学校教職員向け講座の開催や、学校からの要請に基づいた、心理職職員の派遣を実施しており、その後も必要に応じて相談支援機関の情報提供や教職員向けの研修を行ってきた。また、情報の開示を承諾した犯罪被害者等には直接連絡し、市の既存施策を案内するなどの支援を行ってきた。

* 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等への教育支援の実施について

本市としては、当該児童生徒が犯罪被害者等であるか否かにかかわらず、状況に応じた必要な支援を行うべきであると考えている。これまでも、関係機関と連携し、心のケア等を含め、個々の案件に応じた適切な支援を行ってきており、引き続き、同様な支援を行っていききたい。

* 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等が望む教育支援及び教育との連携の具体的内容について

教育支援について明確な定義はないが、神戸市と同様に、家庭教師の雇用や通学に要する費用を補助するような支援が求められていると考えている。また、教育との連携については、児童生徒に犯罪被害者等への理解を深めてもらう啓発活動の推進や、スクールカウンセラーの配置などの既存の施策を活用した当該児童生徒への支援などが求められていると考えている。

* 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等へ条例制定に係る意見聴取を行わなかった理由について

犯罪被害者等に関する情報は要配慮個人情報であるため、県警被害者支援室から情報提供があった方のみが市として把握可能な情報であった。しかしながら、その後、連絡が途絶えたことや、市からも過度な連絡等を控えていたことなどから、接触の機会が激減し、結果的に直接意見を聴取することができなかった。

* 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等への意見聴取の実施について

県警被害者支援室からの情報提供を基に、要綱策定に向けた本市の取組について、登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等の意見聴取の機会を早期に設けたいと考えている。

* 登戸児童殺傷事件への市の対応に係る総括について

令和元年6月24日の総務委員会において、登戸児童殺傷事件に係る本市の対応方針や、関係局長会議等を随時開催しながら初動期の対応を行った経過についての報告がなされている。また、防犯アプリ「みんなパト」による事件概要の情報発信や、青色回転灯パトロール車によるパトロールのほか、各局で個別の事業を実施している。その後、当該事件の被害者に関する県警被害者支援室からの情報

提供を受け、状況を聴取しニーズを確認した上で、本市で対応可能な施策につなげていく取組を実施したところである。

関係局と連携して全庁的な総括を行っていく必要があるが、総務委員会への報告以降、全庁的な総括に係る議会への情報提供は行っていない。本市としては、犯罪被害者等に対する直接的な支援メニューが整備されていないことを課題として認識しており、条例制定後は、課題解決に向けた取組を進めていかなければならないと考えている。

*** 本市有識者会議における委員の報道でのコメントについて**

本市有識者会議において、7人の全委員が遡及適用しないことに理解を示しているが、一部の委員からは、登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等に対し、本条例案に基づくカウンセリングや情報提供に係る支援など、状況に応じた柔軟な対応を行ってほしいとの発言が報道に取り上げられたことを認識している。今後の本市有識者会議の中でも共有を図っていきたいと考えている。

*** 教育委員会を川崎市犯罪被害者等支援庁内連絡会議の委員に含めなかった理由について**

庁内連絡会議については、新たに施策を策定する際に調整が必要な部局として総務企画局及び財政局を、また、直接給付に係る部局として、健康福祉局、こども未来局及びまちづくり局を構成に加えたが、当初、教育委員会を加える考えはなかった。

庁内連絡会議の委員に教育委員会を加えるか否かについては、早急に検討しなければならない喫緊の課題であると認識しており、教育支援に係る議会からの要望、先行都市における利用実績等を踏まえながら、詳細な支援メニューに係る要綱の策定に向けて、議論を進めている。

*** 本条例案に教育支援を規定しなかった理由について**

既に同様の条例を制定している8政令市、県内で先行している茅ヶ崎市、寒川町及び近隣他都市である多摩市などの条例を参考にしており、先行都市の状況を調査した際に、神戸市以外に教育支援を規定している都市はないことを確認している。本条例案は、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるものであり、様々な世代や状況にある方を対象として検討してきたため、教育に特化した条文は規定しなかった。

*** 本条例案を修正することなく教育支援を要綱に規定することの可否について**

本条例案では、第8条において、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう施策を講ずることとしている。児童生徒の学びを支える教育支援として、金銭的な給付を伴うものについては、同条第1項第1号における経済的負担の軽減を図るための「生活資金の助成その他必要な支援」、カウンセリングなどについては、第2号の「心理的ケアに係る必要な支援」が該当すると考えている。

今定例会で各会派からいただいた御意見を踏まえ、教育支援の在り方について検討していく。

*** 学校との連携の在り方及び学校における支援の取組に向けた教育委員会との検討**

について

具体的な支援内容については、令和4年2月までに要綱を策定し、文教委員会への報告を予定している。要綱の策定に向けて、庁内連絡会議の委員として教育委員会を加えるか否かについて早急に協議し、支援メニューの検討を行っていきたいと考えている。

* 特別支援教育センターにおける支援メニューの検討に向けた取組について

学びの場として、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級、ゆうゆう広場などが存在しており、対象児童生徒の教育的ニーズ及び児童生徒の個々の状況に応じて、必要とされる支援が大きく異なる状況である。適切な学びの場を提供し、本人及び保護者が必要とする心理的ケアを行うためには、学校見学や教育相談を通じて、本人、保護者及び教育委員会が連携して検討を進めていくことが望ましいと考えており、現在、関係部局と連携し、きめ細かな対応に努めている。

* 神戸市が教育支援を条例に明記した経過について

平成25年に条例を制定した後、平成28年に国の「第3次犯罪被害者等基本計画」における4つの基本方針において、兄弟姉妹が被害にあった子どもに対する適切な支援等が明記され、社会背景の変化や犯罪被害者団体等からの意見を踏まえ、新たに教育支援などを規定したと伺っている。

* 長野県坂城町の犯罪被害者等支援における「町民利益」に係る考えについて

長野県坂城町において、暴力団員による銃殺事件が発生したことを受けて、経済的負担や誹謗中傷等の被害を被った犯罪被害者等を支援するため、条例及び要綱の整備を行い、見舞金の支給を行った事例があることを確認している。当該見舞金が、「町民利益」の具体的内容であると考えている。

* 長野県坂城町の事例を踏まえた条例制定前の事件に条例を遡及適用することに対する考えについて

遡及適用については、遡及により生じる利益・不利益の議論のほか、新たに規定する制度は法令の施行日後に適用することが法律上の原則であること、いつの時点まで遡るかということに関し、公平かつ合理的な基準の設定が困難であること、また、被害を過去に遡って適正に算定することが困難であること、そして、他の制度と区別すべき合理的理由がないことなどについて議論がなされている状況である。こういった考え方を受け、先行都市の犯罪被害者等支援条例においては、遡及適用を認めていないものと認識している。本市有識者会議では、全委員から遡及適用しないことに対し理解が得られており、更には、上記のような理由から遡及すべきではないとの意見もあったことから、条例の遡及適用は認めるべきではないと考えている。

長野県坂城町は、立法事実となった特定の事件における犯罪被害者等を支援するため、通常の事件に適用する要綱とは別の要綱を策定し、この特別な要綱により条例制定前に遡って適用するという例外的な対応を行っている。この対応は、長野県坂城町の自治体としての総合的、政策的な判断、議会との合意及び町民の理解に基づくものであると思われ、本市としても尊重すべきと捉えている。

立法事実とは、条例の目的及び手段を基礎付ける、客観的データ、市民感情、市民利益等を含む社会的事実であり、登戸児童殺傷事件が本条例案の立法事実であることを直接的に否定することは、二次・三次被害を生むおそれがあると考え、明言は避けてきたところである。犯罪被害者等基本法に基づき、基礎自治体として犯罪被害者等を支援すべき責務のもと、周辺自治体及び先行する8政令市の事例を参考にしながら、犯罪被害者等支援の在り方を検討してきた中で、登戸児童殺傷事件という痛ましい事件が発生し、これを捉えながら議論を進めてきた。本条例制定の機会を捉えて、遡及できない部分以外の支援メニューとして、専門職を配置したワンストップ支援窓口での対応など、本市としてどのような対応が可能なかを改めて議論し、今後真摯に取り組んでいきたいと考えている。

*** 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等を対象とした個別の条例等を策定することの可否について**

長野県坂城町のように、特定の事件における犯罪被害者等を支援するため、通常の事件に適用する要綱とは別の要綱を策定し、見舞金を支給している事例があることからすれば、登戸児童殺傷事件に特化した要綱を策定することは、一般論として可能であり、違法ではないと考えている。

*** 支援対象の基準日に係る考え方について**

横浜市では、12月に条例を制定し、翌年4月1日施行としているが、要綱において12月の条例制定後に発生した事件における犯罪被害者等を対象とし、支援を行っている。本市も同様に、条例制定後に発生した事件における犯罪被害者等を対象とすることを検討している。

*** 条例制定後から要綱策定までの間に発生した事件における犯罪被害者等への具体的支援内容について**

条例施行以前の事件における犯罪被害者等からの相談を受け、ニーズを伺い、必要な既存の支援施策につなげていくことを考えている。

*** 条例制定前における本条例案第8条第5号の適用の可否について**

本条例案第8条第5号は、条例制定前に発生した事件における犯罪被害者等についても適用可能であると考えている。

*** 国家的犯罪である北朝鮮による拉致被害に係る支援について**

拉致被害に遭われた市内在住者は、本条例案の対象になると考えている。

*** ワンストップ支援窓口における閉庁時の対応について**

先行都市では、午前9時から午後6時までの対応とするところが多いが、県が実施する性犯罪等に特化した「かならいん」では、365日24時間対応している。本市では、被害に遭われた方からの被害届を受けて、県警被害者支援室から本市に情報提供がなされることが前提になるため、現状では開庁時間での対応を想定している。

*** 条例制定後の中長期的な支援の実施について**

重大犯罪により被害を被った犯罪被害者等に対して、まずは県からの支援を実施し、これに引き続いて本市からの支援を実施することになるが、当該支援期間が終了した後も既存施策につなぐ取組を実施していくことで中長期的な支援を行

っていきたいと考えている。また、条例制定後も、実際に被害に遭われた方の声を聞き、本市有識者会議及び庁内連絡会議において、新たな支援メニューの整備について検討を継続していきたいと考えている。

*** 県による支援実施後の本市による支援の在り方について**

県の支援は、カウンセリングを10回、法律相談を2回として上限を設けている。本市の支援における具体的な回数について、現在は検討段階であり、要綱による支援メニューとして整備する予定であるため、この場での公表は差し控えさせていただくが、県の支援に引き続いて本市の支援を実施していくことを想定している。

*** 県の支援対象外の犯罪に対するカウンセリング等について**

県の支援対象外の犯罪については、本市単独でのカウンセリング及び法律相談を実施することになる。

*** カウンセリング等の回数の取扱いについて**

カウンセリング等の回数については現在検討中であり、今後策定する要綱において、回数及び期間を定め、上限を設ける必要があると考えている。個々の犯罪被害者等の状況に応じて必要となる回数、期間が異なるため、様々な状況を想定しながら、適切な支援を実施できるように検討を進めていきたい。

*** 支援期間の目安について**

支援期間の目安として4か月から2年としているが、これはあくまでも現時点での支援のイメージであり、支援を実施する際には、個々の犯罪被害者等の実情に応じた支援を行っていききたい。

*** 再被害を被った方に対する支援の在り方について**

再被害を被った場合、その被害の状況に応じて支援内容が異なるが、例えば、再被害により重傷を負った場合は、その時点から支援の対象になる。どのような場合であっても、ワンストップ支援窓口においてニーズを確認し、そのニーズに沿った支援の取組を進めていきたいと考えている。

*** インターネット上の誹謗中傷による被害に対する支援について**

インターネット上の誹謗中傷の場合、加害者の特定が困難であるという実態がある中で、法制審議会では、侮辱罪の法定刑の引上げを検討するとの報道がなされており、国の動向、先行都市の事例、本市での被害の実態など、必要な情報を収集しながら、検討を進めていきたいと考えている。

*** 性犯罪被害者への支援における協力医療機関の拡充に向けた取組について**

性犯罪被害者への支援における協力医療機関については、現在、県と病院局との間で協議を進めていると聞いている。今後、協力医療機関の拡充に向けて、病院局と連携を図っていききたい。

*** 条例制定の機会を捉えた周知方法について**

条例制定の周知の方法については、今後具体的に検討していくことになるが、チラシ、リーフレット及びポスターによる周知のほか、市内で活動している社会福祉協議会や民生委員児童委員等の地域の方々、市内8署ある警察署の協力を得て、会議や広報イベント等の機会を捉えて、本条例案の趣旨や支援内容について、

周知していきたいと考えている。

* 今後の職員の人材育成の在り方について

先行都市を参考としながら、本条例案の趣旨及び支援内容の理解の促進、二次・三次被害を含めた犯罪被害者等の状況把握能力の向上に向けた職員研修を検討していく。

《意見》

- * 登戸児童殺傷事件に携わった関係局及び職員に対してのヒアリングを実施し、市の対応に係る全庁的な総括を行ってほしい。
- * 犯罪被害者等へのフォローアップの進捗や支援実績を確認し、教育委員会との連携を図った上で、要綱策定に向けた適切かつ着実な取組を行ってほしい。
- * 庁内連絡会議の委員に教育委員会を加えることにつき、教育支援を求める犯罪被害者等の要望を踏まえて、改めて検証を行ってほしい。
- * 刑事法における刑罰規定のように、遡及適用により市民に不利益が生じる場合は別であるが、条例制定前に発生した事件の犯罪被害者等に対して本条例案を適用することは、対象者が不利益を被るものではなく、本条例案の趣旨に沿うものであると考える。登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等に本条例案を適用しないことは本条例案の趣旨・目的に反すること、全ての犯罪被害者等が支援に係る申請をすることは想定し難いこと、犯罪被害に照らすと僅かな受益にとどまること、申請期間の設定方法によっては登戸児童殺傷事件の犯罪被害者等を対象に含める手段も考え得ること、長野県坂城町を参考にすれば市民から否定的な意見が出ることは想定し難いことから、本条例案の趣旨・目的に鑑み、受益の公平性を考慮し、長野県坂城町の事例を参考に有識者会議に諮った上で、登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等に本条例案を適用できるよう検討してほしい。
- * ワンストップ支援窓口において閉庁時間に対応を行わないとすると、その間に新たな被害が生じる可能性があるため、関係局と連携し、隙間のない対応をしてほしい。
- * インターネット上の誹謗中傷の場合、加害者を特定することは困難であると思われるが、先行都市等を調査しながら、要綱等における支援メニューに加えてほしい。
- * ストーカー被害においては、犯罪被害者等が自ら声を上げることが難しい事例が多く、二次・三次被害が生じ得るものであるため、引き続き検討を重ね、対応してほしい。
- * PTSD等の被害の現れ方は一様ではなく、事件発生から十数年後にフラッシュバックが起きる場合も考えられる。同じ事件における被害であったとしても、個々の犯罪被害者等に応じて、必要となるカウンセリング等の回数や期間が異なるため、専門家の意見を聞きながら丁寧な対応を行ってほしい。
- * 今後の要綱策定に向けて、教育支援として求められている内容を要綱に最大限に盛り込んでほしい。
- * 要綱において教育支援を盛り込む場合には、誰に対するどのような支援であるのかについて、教育支援の定義を明確にした上で規定してほしい。

- * 要綱策定までの間、支援対象に係る意見が多く寄せられることが想定されるため、しっかりと市民の声を聞き、要綱に盛り込むようにしてほしい。
- * 登戸児童殺傷事件における犯罪被害者等からの意見を聴取する際には、誠実な対応を行ってほしい。
- * 犯罪被害者等の中には、支援を必要としているにもかかわらず、声を上げられない方がいるものと考えられるため、県警被害者支援室と連携した誠実な対応に努めてほしい。
- * 議案審査に当たって、具体的な支援メニューの内容及び条例制定前の事案に対する適用範囲が明確にされていないことは望ましくないため、一日でも早く要綱を策定してほしい。
- * 犯罪被害者等に対する支援が必要であることは大前提であるが、加害者家族に対する総合的な支援を視野に入れた制度設計をしてほしい。
- * 登戸児童殺傷事件を含む全国を震かんさせる事件がある中で、犯罪被害者等支援においては、職員研修等による人材育成が非常に重要なものとなるため、先行都市以上の取組を行ってほしい。
- * 心理的ケア、日常生活等の支援を規定している本条例案第8条において、教育支援を条文上位位置付けることも可能と考えるが、今後、学校等との連携の速やかな実施に向けて取り組むためにも、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 犯罪被害者等支援施策において、教育支援及び児童生徒への支援は大変重要であると考えているため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 犯罪被害者等支援施策の在り方を考える上で、児童生徒への支援は特に重要な課題であると認識しているため、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 本条例案は、痛ましい事件が相次いでいる中で、本市として犯罪被害者等をしっかり守っていくという理念を明確にし、まずは枠組みを作っていくという点で非常に意義のあるものであり、速やかに制定されるべきものであると考えていることから、要綱策定に向けた取組を進めるためにも、本議案については附帯決議を付して賛成するものである。
- * 児童生徒が犯罪被害者等となった場合、支援を実施するに当たっては教育委員会との連携が重要であると考えているため、提案された附帯決議案の内容には賛同するところではある。しかしながら、登戸児童殺傷事件において、幼い子どもたちが犯罪被害者等になってしまったことを重く受け止め、本条例案の条文の中で支援を担保すべきであると考えており、本条例案の文言を修正することなく、加筆する形での一部修正案を検討していることから、本議案及び本議案に対する附帯決議案の採決態度を保留する。

《審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第161号に対する附帯決議案の審査結果》

賛成多数附帯決議を付す

○「議案第162号 川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第163号 川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 年齢区分変更に伴う市民への影響について

本議案は、利用料金の年齢区分を20歳から18歳に引き下げるものであり、学生を除く18歳及び19歳の利用者にとっては利用料金が増額されることになる。利用者における年齢区分の集計を行っていないため、具体的な利用実態は把握できていない状況である。

* 利用料金の設定に係る他都市の状況について

他都市の状況は、おおむね中学生又は高校生までを子ども料金、それ以上を大人料金として設定しており、本市のように成年年齢を基準に設定している都市は少ないと思われる。

《意見》

* 年齢区分の変更により影響を受ける、学生を除く18歳及び19歳の利用者のために、無料券や割引回数券を発行するなど、負担増を和らげるような激変緩和措置について指定管理者に働きかけ、検討してほしい。

* スポーツセンターを市民の方にいかに使っていただくかという観点から、状況に応じて、年齢区分の変更によって影響を受ける若い利用者への配慮をしてほしい。

* 本議案は、民法改正に伴って市民利用施設の利用料金における年齢区分を改めるものであり、学生を除く18歳及び19歳の利用者にとって負担増となる。若い利用者こそ、利用料金を軽減して施設の利用を促進することが重要であると考えられるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第164号 川崎市武道館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 年齢区分変更に伴う市民への影響について

本議案は、利用料金の年齢区分を20歳から18歳に引き下げるものであり、学生を除く18歳及び19歳の利用者にとっては利用料金が増額されることになる。利用者における年齢区分の集計を行っていないため、具体的な利用実態は把握できていない状況である。

《意見》

* 年齢区分の変更により影響を受ける、学生を除く18歳及び19歳の利用者のために、無料券や割引回数券を発行するなど、負担増を和らげるような激変緩和措置について指定管理者に働きかけ、検討してほしい。

- * 武道館を市民の方にいかに使っていただくかという観点から、状況に応じて、年齢区分の変更によって影響を受ける若い利用者への配慮をしてほしい。
- * 本議案は、民法改正に伴って市民利用施設の利用料金における年齢区分を改めるものであり、学生を除く18歳及び19歳の利用者にとって負担増となる。若い利用者こそ、利用料金を軽減して施設の利用を促進することが重要であると考えられるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第165号 川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 直営となった後の業務の継続方法について

被災収蔵品レスキュー、収蔵品管理、企画展等については学芸業務委託、また、施設の保守管理及び警備については施設管理委託によって業務を継続していく予定である。

* 収蔵品レスキューの継続に向けた学芸員等の体制整備について

被災した収蔵品の状態を最もよく把握しているのは、現在の指定管理者に所属する学芸員であるため、収蔵品レスキューの取組を効率的に進めていくためには、現在の学芸員に引き続き関わっていただくことが重要であると考えている。

* 指定管理者による学芸員等の雇用の継続について

現在の学芸員等は、指定管理者と雇用関係にあるため、本市が学芸員等の雇用関係につき、その継続性を担保することはできないが、館外施設での企画展や教育普及に係る事業を継続するためには、被災収蔵品の状況を始め、これまでの市民ミュージアムの活動を把握している現在の学芸員に引き続き関わっていただくことが最も効果的であると考えている。

直営化した後は、館長の設置等、指定管理者制度導入前の体制を参考として、関係局と連携し、適切な体制整備に向けた検討を継続していく。

《意見》

- * 台風による被害を受けた市民ミュージアムの被災収蔵品の修復を効果的に進めるには、指定管理者に従事する学芸員等の雇用を維持すべきであると考えられるため、指定管理者に対し、現在の学芸員等の雇用継続について、引き続き働きかけを行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第166号 川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 年齢区分の変更により影響を受ける、学生を除く18歳及び19歳の利用者のために、無料券や割引回数券を発行するなど、負担増を和らげるような激変緩和措

置について指定管理者に働きかけ、検討してほしい。

- * 本議案は、民法改正に伴って市民利用施設の利用料金における年齢区分を改めるものであり、学生を除く18歳及び19歳の利用者にとって負担増となる。若い利用者こそ、利用料金を軽減して施設の利用を促進することが重要であると考えられるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第172号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本議案が提出された背景について

児童養護施設等における施設長の任用要件として、児童福祉司及び社会福祉主事となる資格に加えて、それぞれの事業に従事した一定の実務経験が必要とされているが、本議案は、必要とされる実務経験を、それぞれの「事業に従事した期間」ではなく「相談支援業務に従事した期間」に変更をするものである。これは、令和元年6月における児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正に伴い、施設長に求められる役割がより大きくなったことから、単に事業に従事していた経験のみならず、実際に相談援助業務を行った経験を必要とするものである。

- * 施設長の任用要件を変更することに係る影響について

本市には児童養護施設等が8か所あるが、本条例改正により施設長としての資格を喪失する事例はない。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第173号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第177号 川崎市とどろきアリーナの指定管理者の指定期間の変更について」

《意見》

- * 本議案は、等々力緑地再編整備事業における緑地内施設の一体としての整備・管理運営に向けた取組に基づき、指定管理期間を延長するものであるが、多くの市民が利用するとどろきアリーナの公共施設としての役割及び機能が形骸化することのないよう取組を進めてほしい。

- * 指定管理期間の延長を前向きに捉え、新しい施設整備に向けて、地域で活動し実績のある、とどろきスポーツ文化パートナーズの構成員への意見聴取を行ってほ

しい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第184号 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* ふれあいネットを活用した講座等の開催状況について

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設における定期講座の参加申込みは、ふれあいネットを活用しておらず、受付窓口での申込み又は電話等での申込みにより受け付けている。施設の学習室を利用する場合には、ふれあいネットでの申込みを受け付けている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第185号 G I G Aスクール構想端末等の取得について」

《主な質疑・答弁等》

* 小中学校における非常勤講師の人数について

非常勤講師の人数は流動的であるが、令和3年5月時点で約750人である。

* G I G Aスクール端末及びライセンスの取得数に係る根拠について

非常勤講師及び児童生徒数の増加分、また、35人以下学級の実施に伴う教職員増加分を見込んだものである。

* これまでの非常勤講師の端末に係る取扱いについて

各学校では、児童生徒及び教職員の予備用端末を配置しており、非常勤講師においては、この予備用端末を活用してきた。端末の使用に当たってアカウントの発行が必要となるが、学校から非常勤講師分のアカウントについても発行申請を受けることで対応してきた。これにより、各種教材資料等については、非常勤講師においても、クラウド上で確認可能な環境を整備して対応してきた。

* 年度当初から非常勤講師用端末を取得しなかった理由について

昨年度は、児童生徒1人1台の端末配備を目指してリース契約を締結した。教職員用端末は、国の補助対象外であったことや、非常勤講師の人数が流動的であったことから、年度当初は教職員定数を基準に端末の整備を行ったものであり、非常勤講師用端末の整備を行わなかった。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、端末の取得に要する費用の全額が国庫補助の対象となったため、この機会を捉えて、非常勤講師用端末を取得するに至ったものである。

* 端末取得に係る安全性の確保について

今回取得する端末は、発煙等が発生した導入済端末と同一機種であるため、納入業者に対しては、納入前の検査及び納入後の点検をしっかりと実施するよう申入れを行ってきたところである。

*** 取得端末に品質上の瑕疵があった場合における対応について**

製造物責任に関する法規に基づき、納入業者に対してき然と対応していく。

*** 導入済端末の発煙等の発生に係る端末の点検について**

点検対象端末数が多く、また、点検を実施する拠点も分散されていることから、点検の実施方法及びスケジュールについては、納入業者と現在検討中である。

*** 導入済端末の発煙等の発生に係る本市の対応及び周知方法について**

導入済端末の発煙等の発生を受けて、端末の持ち帰り及び夜間充電を禁止しているところであるが、納入業者による点検を実施し、端末の安全性が確認され次第、順次、従来の利用環境に戻していくことを想定している。本事案を大変重く受け止め、納入業者に対し、点検等に係る誠意ある速やかな対応を求めている。

保護者の方に対しては、先般の点検に係る中間結果につき、保護者宛てに連絡をするよう各学校に通知したところである。

*** 製造国に係る確認の有無について**

入札に当たり、納入予定品のカタログ提出を求め、中国製であることは認識していたが、仕様書上、製造国による条件を設けていなかったため、仕様を満たすものとして扱ったものである。

*** リース及び取得における差異について**

今回の取得により、各学校においては、リース品と取得した備品が混在することになるため、今回取得した端末には、備品シールを貼付し、端末に係るクラウド上の台帳においてリース品及び備品を区別し、端末の配備場所等を明記して管理していくことになる。

また、別途保守契約及びライセンス契約を締結することで、リース端末を使用する場合と変わらない利用環境を整備していく。

*** 取得に係る機種指定について**

本市のGIGAスクール構想で導入しているChromebookは、クラウド上で動作するChromeOSを搭載しており、端末の機種に縛られず運用可能であるため、仕様において機種を指定しなかったが、今回取得した端末は、結果的にリース端末と同じ機種となった。

*** 特別支援学校における端末の取得方法等について**

特別支援学校においては、入札により契約を締結し、iPadを導入する予定である。

*** 契約相手方の代表者に係る肩書について**

本件契約の相手方代表者は課長名であるが、財政局に確認したところ、当該事業者は課長名で業者登録をしていることを確認している。契約の履行に当たっては、当該相手方に対して請求し、履行を求めていくことになる。

《意見》

*** 雇用形態にかかわらず、同じ取扱いをする均等待遇は労働の大原則であり、端末の取得につき、正規教職員及び非常勤講師との間に差を設けるべきではないと考えるため、引き続き適切な対応を行ってほしい。**

*** 契約相手方である事業者がどういった事業者であるか、納入予定品の製造国はど**

こであるかなど、事業者に関わる情報について、事前にしっかりと確認してほしい。

* 端末の機種の違いにより、キーボード配列などに差があるため、端末取得の際には、導入済端末の機種と同一となるように配慮してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決